

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 ペスト、南米出血熱、 マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹(三日ばしか) 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間 特有の咳が消失するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺の腫脹が消失するまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで 症状によって感染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、	感染のおそれなくなるまで
	条件によって出席停止の措置が考えられる疾患	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、 手足口病、伝染性紅斑、 ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、 感染性胃腸炎など	全身症状が悪いなど、医師が出席停止と判断し、かつ学校長が必要と認めた場合